

## 派遣職員の募集について

### 宮城県石巻市への派遣について

- ・派遣先 宮城県石巻市
- ・期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）
- ・募集人員 1名
- ・募集基準 一般事務の主任職又は主事職
- ・募集期限等 令和2年1月23日（木）までに各所属の部長を通じて、総務部職員課へ申し込む。
- ・派遣の決定 複数の推薦があった場合は、所属課長等の意見を参考にし、総務部職員課が派遣職員を決定する。
- ・勤務条件 石巻市と市の協定による。
  - (1) 地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣（併任）
  - (2) 給与は、狛江市から支給する。
  - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、石巻市の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を適用する。  
なお、年次休暇については、狛江市の例を適用し通算する。
  - (4) 退職手当は、狛江市が負担する。
  - (5) 派遣職員の赴任旅費及び派遣期間中の旅費（専ら狛江市の用務によるものを除く。）は、石巻市がその関係規定に基づいて支給する。
  - (6) 帰任旅費は、狛江市がその関係規定に基づいて支給する。
  - (7) 共済組合は、東京都市町村職員共済組合に所属する。
  - (8) 派遣職員の研修及び厚生は、石巻市が行う。
  - (9) 公務災害補償は、狛江市及び石巻市がその負担額に応じて行う。
  - (10) 健康診断は、石巻市が行う。
  - (11) 分限及び懲戒は、両者協議のうえ、狛江市が行う。